

○幹部自衛官名簿の番号の付与に関する通達

昭和 35 年 6 月 8 日

海幕総人第 2 号の 168

改正 昭和 37 年 2 月 10 日 海幕人第 834 号

海上幕僚監部総務部長から各部隊の長・各機関の長あて

幹部自衛官名簿の番号の付与に関する通達

自衛官の順位に関する訓令（昭和 35 年防衛庁訓令第 12 号）第 7 条の規定により、幹部自衛官名簿は、毎年 1 月 1 日現在で作成され、必要のつど補正されることとなつたが、特に標記については、下記によるものとされたので命により通達する。

記

- 1 昇任の場合は、任命の際の序列により、昇任階級の末尾に順次番号を付与して登載し、かつ、昇任前階級の旧番号は欠番とする。
- 2 退職又は陸上自衛隊若しくは航空自衛隊への異動の場合は、当該発令に伴い、当該番号は欠番とする。
- 3 採用又は陸上自衛隊若しくは航空自衛隊からの異動の場合は、海上自衛隊公報人事版により公示する。